

「カードローン口座の出金」ならびに「振込サービス」取引規定

1. カードローン口座の出金

(1) 出金

出金とは、当社とお客さまとの間で締結しているカードローン当座貸越契約にもとづき、お客さまからの依頼により銀行所定の方法で、お客さまが指定するご本人口座（以下「カードローン口座」といいます）から貸越限度額の範囲内で出金することをいいます。

(2) 当社は、カードローン契約締結済であるお客さまの依頼にもとづき、出金依頼と出金した資金の振込サービスの依頼を受付します。このとき出金金額と振込サービスの依頼額は同額とします。

(3) 出金手続

カードローン口座からの出金は銀行所定の方法とし、通帳、カードまたは払戻請求書、当座小切手等の提出なしに行ないます。

2. 振込サービス

(1) 振込サービス

振込サービスとは、お客さまからの依頼にもとづき、お客さまが指定するカードローン口座から出金した資金を、お客さまが指定した当社本支店の預金口座、または当社以外の「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の国内本支店の預金口座へ振込を依頼するときに利用するサービスをいいます。

(2) 希望日

当社は、お客さまが指定した日付（以下「希望日」といいます）の当社が任意に定める時間帯に、振込指定金額の振込を行ないます。ただし、第3条の当社所定の方法による依頼の確定作業によっては希望日に振込サービスが間に合わない場合があります。なお、そのためにお客さまに生じた損害について、当社は責任を負いません。

(3) 取引金額ならびに取引限度額

本サービスの取引金額は、1万円以上1円単位とします。また、振込限度額は、当社がお客さまと締結しているカードローン口座の貸越限度額の範囲内とします。

(4) 手数料

振込サービスの振込依頼手数料の負担はありません。ただし、金融情勢の変化等に伴って見直しさせていただくことがあります。そのときは、変更後にお客さまから新たに振込サービスのご依頼を受付する際にお知らせします。

(5) 振込サービス依頼内容の変更

振込金額または振込先が変更となる場合は、別途銀行所定の方法でお客さまより当社へ通知してください。ただし、第3条の当社所定の方法による依頼の確定後は変更が間に合わない場合があります。

3. 依頼の確定

当社は、当社所定の方法による本人確認ならびに意思確認が終了した時点で、当社が受付した内容により出金依頼と振込の依頼を確定します。ただし、次の各号に該当するときは、当該依頼は取消されたとみなします。なお、そのためにお客さまに生じた損害について、当社は責任を負いません。

(1) 出金額、または振込指定金額が、指定のカードローン口座貸越限度額を超えるとき

(2) カードローン口座、振込先として指定した口座が解約済みのとき

(3) お客さまよりカードローン口座への支払停止の届出があり、それに対して当社が所定の手続きを取ったとき

(4) 差押等により、当社が支払いを不適当と認めたとき

(5) 災害、事変、公的機関の措置等やむを得ない事由が生じたとき

(6) 当社または当社が本サービスを実施するにあたり業務を委託した企業、および金融機関の共同システムの運営体が

相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき

(7) 当社以外の金融機関の責に帰すべき事由により取引が不可能となったとき

4. 依頼内容の確認

お客さまは、振込依頼登録画面の「確認画面」にて依頼内容を確認のうえ、振込サービスの依頼を確定してください。

また、「登録完了画面」にて依頼内容確認書が表示されますので、依頼内容の控えとして保管ください。

5. 振込サービス依頼内容の照会

確定した振込の依頼にもとづき当社が発信した内容について、振込先の金融機関から当社に照会があったときには、当社は、依頼内容についてお客さまに照会することがあります。当社の照会に対して相当の期間内に回答がなかったとき、または不適切な回答があったときには、そのために生じた損害について、当社は責任を負いません。

6. 振込内容の訂正・取消、組戻し

(1) お客さまは、当社所定の方法により、確定した振込の依頼を、第2 条2 項の希望日に当社が振込手続を開始するまでこれを取消することができます。

(2) 確定した振込の依頼にもとづき発信した振込資金が、入金口座なし等の事由により振込先の金融機関から返却されたときは、お客さまの承諾なしにカードローン口座に入金します。このとき、第2 条2 項の希望日に振込手続が完了しないことがあります。なお、そのためにお客さまに生じた損害について、当社は責任を負いません。

(3) 確定した振込の依頼にもとづき、当社が振込先の金融機関に振込発信した後、お客さまが当該振込の組戻しまたは振込内容の訂正を依頼するときは、当社所定の方法により申込みして下さい。

(4) 当社は、当社所定の方式によりお客さまの本人確認を行なったうえで、組戻し依頼または振込内容の訂正依頼の電文を振込先の金融機関に発信します。

(5) 組戻し依頼により、振込先の金融機関から返却された振込資金は、当該カードローン口座に入金します。お客さまが改めて振込サービスを依頼するときは、最初から手続きをしてください。

(6) 組戻しならびに振込内容の訂正は、振込先の金融機関の承諾後行ないます。そのため、当社が依頼を受付けたときであっても、組戻しならびに振込内容の訂正ができないことがあります。

(7) 組戻し手数料

組戻し手数料の負担はありません。ただし、金融情勢の変化等に伴って見直しさせていただくことがあります。そのときは、変更後にお客さまから新たに振込サービスのご依頼を受付する際にお知らせします。

7. 規定の準用

(1) その他、本規定に定められていない内容については、別途定められている「スルガ銀行カードローン契約規定」、「目的別ローン<カード型>契約規定」等の各種カードローン規定、「普通預金規定」、「インターネットバンキング/モバイルバンキング取引規定」等当社の他の規定、規則に準じた取扱いとします。

8. 規定の変更

(1) 当社は、本規定ならびに本規定に関し当社が別に定める事項について、お客さまに通知することなく変更することがあります。これらの事項については当社ホームページまたはその他相当の方法で告知します。

(2) 本規定の変更日以降は変更後の内容にて取扱います。なお、当社の任意の変更によって損害が生じたとしても、当社はいっさい責任を負いません。

以上

(2018 年7 月現在)